

論 文

ボンベイのジェームズ・マッキントッシュ —スコットランド啓蒙の植民地統治—

菊谷 千尋

James Mackintosh in Bombay: Colonial Rule of the Scottish Enlightenment

Chihiro KARIYA

Abstract

Neither his contemporaries nor today's scholarship has paid enough attention to James Mackintosh in Bombay. Mackintosh, a leading figure in the Scottish Enlightenment, was the author of *A Discourse on the Study of the Law of Nature and Nations*, a book that is forgotten today but that attracted the attention of his contemporaries. He was an exceptional political theorist who stayed in the Indian subcontinent. This study organizes his discussion of state, relations between states, and narrative on civilization and barbarism from the discourse, and discusses how these ideas and narrative were or were not utilized by Mackintosh in Bombay. The essay concludes as follows: He used the idea of state in the rule of law and civil society in Bombay. On the other hand, his theory on the law of nations does not have sufficient concepts and language to discuss empire, such as referring to the protectorate of Great Britain as if it were an independent state. This study argues that he, who had the aporia of legitimacy of acquisition and legitimacy of administration, seems to have wandered into a further aporia, by neglecting to discuss the natives in the subcontinent. The author implies that the colonial application of his Enlightenment thought — especially his conception of political economy — was his own answer to getting out of the aporia.

1. はじめに

18世紀後期から19世紀にかけて、イギリス東インド会社は、現地の諸勢力との抗争に巻き

込まれながら、インド亜大陸を植民地化していった。そのような過程のなか、一貿易会社に過ぎない東インド会社は、「一商社には広すぎるほど大きな主権」(ロバート・クライブ)を得て¹、領土支配者としての性格を強めていった。この変質をブリテン本国政府および議会は歓迎せず、彼らは東インド会社を統御しようとした。このような角逐のなか、本国側に立ってボンベイに駐在した者の一人にジェームズ・マッキントッシュ (James Mackintosh, 1765-1832) がいる。

スコットランド出身のマッキントッシュは、アバディーンキングス・カレッジで学んだ後、エディンバラ大学に進学し医学を修めた²。この経歴が仄めかすように、他のスコットランド人とは違い、マッキントッシュのスコットランド啓蒙思想との直接的な継承関係は明瞭ではない³。だが、後に見るように、彼もまた自由主義や進歩主義への信奉から、スコットランド啓蒙の系譜にあるといえるし、そのように理解されてきた。スコットランド人が成し遂げた東洋学研究を包括的に探究する Rendall (1982) によれば、インドに関する著作をもつスコットランド人のなかで、マッキントッシュは、アレクサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton, 1762-1824)、ウィリアム・アースキン (William Erskine, 1773-1852) らと並ぶ早い世代に属し、彼らは「デュガルド・スチュワート (Dugald Stewart, 1753-1828) をチューターとする世代」に当たるといえる (ibid.: 45)⁴。彼女は、マッキントッシュの世代に限らず、彼らの多くがインドに興味をもった理由を

この複雑で異質な世界は、「哲学的」アプローチを試す重要な機会となった。インド社会の研究が正当化されたのは、主として、インド社会が特別に興味深かったからではなく、市民社会の歴史と普遍的に関連するからである (ibid.: 59)

と解しているが、この一節はスコットランド啓蒙の植民地への関心を約言するものである⁵。

実際、マッキントッシュがボンベイ記録官裁判所の記録官 (Recorder of Bombay) —— 名称は記録官だが、その中心的な業務は裁判長である —— となってインド亜大陸を訪れたのは、記録官の給与が5,000ポンドであるという経済的な理由からで (Rendall, 1972: 141)、インドやアジアに特別な興味があつてのことではない。A. L. Gust (2011) や O. Gust (2018) が主題としているように、8年間に及ぶボンベイ滞在 (1804-1811、着任当時38歳) のなか、マッキントッシュの意識は常に本国 (特に首都ロンドン) にあつた。彼自身がその生活を「亡命」(exile) になぞらえ、「知的砂漠」(intellectual desert) のなかにいる自分を嘆いた (Mackintosh, 1836: I, 307; 316; 259)。しかしながら、啓蒙思想のなかで成長し、社会を観察しそれを表現する能力がある者が、インド亜大陸で何を見て、何を感じたのかは、探究に値するトピックである。エドモンド・バーク (Edmund Burke, 1729/1730-1797) やジェームズ・ミル (James Mill, 1773-1836) を筆頭に、18世紀後期から19世紀初頭にかけて、東洋研究の範疇を越えたインドについての論考が数多く公刊されたが、彼らのほとんどは現地を観察していない。

本稿の目的は、マッキントッシュがインド亜大陸に駐在したことによって、その啓蒙思想がどのように活用されたのか、また変化したのかを明らかにすることである。彼の啓蒙思想の特

徴を明らかにするために、本稿は、彼の著作『自然法と諸国民の法の研究についての論考』(A Discourse on the Study of the Law of Nature and Nations, 1799、以下『自然法と諸国民の法論』)に着目する。この著作には、彼の国家、国家間関係についての考えが、原理的、体系的にまとめられている。マッキントッシュは『自然法と諸国民の法論』に自己言及してはいないものの、この論考はボンベイのマッキントッシュに一定の方向性を与えるとともに、植民地に関わる偏見や沈黙の原因になっていると思われる。本稿は『自然法と諸国民の法論』から、マッキントッシュの国家のあり方やその存在目的、国家間関係のあり方、また文明と野蛮についての考え方や認識を抽出したうえで、ボンベイのマッキントッシュの統治と司法行政、また学問とその役割にかかわる論考を分析する。分析に立ち入る前に、次節ではマッキントッシュの同時代の評価と先行研究を確認、検討したい。

2. これまでの議論と評価

マッキントッシュは『フランスの擁護：フランス革命とそれを賞賛するイギリス人を擁護する』(Vindiciae Gallicae: A Defence of the French Revolution and its English Admirers, 1791)でよく知られている。しかしながら、思想史家の関心は高くない。彼には『イングランド史』など幾つもの著作構想があったが、インドから帰国後は政治家としての活動を優先した結果、『擁護』を除いて、後世の人びとに「正典」と見做されるような、体系的な著作を残さなかったからである。Rendall (1972) は、スコットランド啓蒙、ウィッグ主義の観点から、もっとも包括的にマッキントッシュの思想を検討する、例外的な研究である。彼女は結論のなかで、「マッキントッシュは、彼が、急進主義者や民主主義者らの単純な合理的構築物と悪し様というものに対しては、不信感をもっていた。だが、「ニュートン主義」の方法にもとづく政治学の可能性を信じていた」とまとめ、また、「市民の公共心を刺激する」という理由で代表制統治の可能性を模索した思想家と解した (ibid: 368-369)。この解釈は、現代の標準的なものといえよう。

同時代人の評価を知るうえで、参考になるのが、『マッキントッシュ回想録』(*Memoirs of the Life of the Right Honourable Sir James Mackintosh, two volumes, 1836*)と、『エディンバラ評論』(*Edinburgh Review*)——マッキントッシュは積極的な寄稿者の一人だった——に掲載された、その書評である⁶。『回想録』は、マッキントッシュの死から4年後に、息子ロバート・マッキントッシュと、ウィリアム・アースキン——秘書としてマッキントッシュを支え続け、娘婿でもあった(ロバートにとって義兄にあたる)——によって編纂された。『回想録』の構成は、上記の書評が「この本の大部分はジェームズ・マッキントッシュ卿自身が書いたものであるが、題名は『ジェームズ・マッキントッシュ卿の日記と手紙、そして彼の生涯についての短い説明』とした方が正確だっただろう」(*Edinburgh Review, 1835: 241*)というように、マッキントッシュ自身の日記と書簡の抜粋がほとんどで、各章冒頭と要所に簡単な説明が部分的に挿入されている。しかしながら、『回想録』内の説明的な記述のなかに、マッキントッシュ

が回想録を書いているという話が紹介されていることから (Mackintosh, 1836: I, 243)、回想録の公刊はマッキントッシュが準備していたものであり、本書には、日記、書簡だけでなく、公刊を意図した回想が混じっている点を付記しておきたい。本書には、編集方針を示すような序論はなく、解釈の結果を示すような結論もない。したがって『回想録』を通して表したいマッキントッシュ像は定かではない。しかしながら、たとえば要所の一つであるフランス革命期に付せられた、編者の手による次の解説は、政論家としての準備が整った青年期の姿がよく表現されている。

討論会ではフランスで起こっている出来事〔フランス革命——著者注、以下同様〕や統治の一般原理が、自由かつ熱く議論された。マッキントッシュ氏のような若者にとって、このような高揚感のある時代は抗いがたい魅力だった。彼はアバディーンでもエディンバラでも、公衆の前で話す習慣を熱心に培ってきた。彼は道徳的、政治的な論争をすること、理性的な能力を発揮することが大好きだった。抽象的な主題に取り組むときに彼の心に刻まれた、思考と表現の自由が、いまや、彼の目の前で政治という実践的な主題にはっきりと適用された。政治という学問が依拠する意見の基盤が、万人に開かれているといってもいいような舞台で露になったのである (ibid.: I, 43-44)。

この他、庶民院議員時代に議会改革に取り組むなどの活動に付された解説にも、この一節と同様に、比較的、評価の明瞭な記述がある。たとえば「彼の政治生活のあらゆる行為で見られた、同じようにリベラルで穏健な (liberal and moderate) 原則」(ibid.: II, 375) などの一節には、彼の政治的な信条が端的に表現されている。これらのことから、『回想録』のマッキントッシュは、抽象的な原理を政治の場に巧みに応用する雄弁家であり、自由主義の信奉者と要約できる。解説を付した者が、彼の側近と息子であることを考慮すれば、このような描写は自画像に近いだろう。

『エディンバラ評論』に掲載された本書の書評は、書評という形態をとっているが、その多くはマッキントッシュの人物評である。ここでは、彼の私生活における誠実さと、彼が自由主義者であったことが強調されている。後者について言えば、マッキントッシュはフランス革命に絶望して以来、本心では「保守派」だったという評価を紹介したうえで、評者はこの見方がいかに不当であるかを強調している (Edinburgh Review, 1835: 216-217)⁷。結論部においても、「成熟し啓蒙された公衆の意見が最終的に国を支配しなければならない」時代において、マッキントッシュは大著を書くことよりも「自分の時代の公衆の精神を啓発し、来るべき時代の公衆の精神をさらに向上させる」ために行動した自由主義者であったと総括されている (ibid.: 251; 253)。

このように、現代の標準的な解釈も、同時代の評価も、自由主義的なマッキントッシュの志向性を明らかにしている。だが、ボンベイのマッキントッシュは、そのような自由主義的な分析枠組みにうまくはまっていないように思われる。Rendall (1972) は、『回想録』だけでなく、

マッキントッシュや関係者を含む一次史料を渉猟し、ボンベイ時代のマッキントッシュの足跡を辿っている。次の一節はその総合的な解釈である。

マッキントッシュのインド観は、東インド会社取締役チャールズ・グラントがマッキントッシュのインド駐在中に促していた、福音主義的な考え方とはまったく共通点がなかった。また、彼は、完全な英語化という軽蔑的な功利主義政策の早すぎる提唱者でもなかった。彼のインド研究は、依然、教訓を得ることが目的だったようだったが、そのインド文化への敬意は本物である。ブリテン人のインドへの態度を分類できるのであれば、彼はウェルズリー派で育ち、インドの帝国をバーク的な原理で解決しようとしたと思われる行政官たちともっとも共通点があるだろう。〔略〕スコットランドの影響は、とりわけ、ブリテン領インドにおける「ロマン主義」世代の経験的、歴史的な概観を特徴づけるのに役立つと十分示唆しうる (ibid.: 210)。

ここにはマッキントッシュのインド観が明瞭に表現されている。筆者もこの解釈の多くに同意するが、ボンベイを訪れる前の思想や自由主義との関係が十分に説明できていないと思われる。また、ウェルズリー学派、バーク主義的な原則、ブリテン領インドの「ロマン派」世代、といった言葉が何を意味するのかもわかりにくい。本稿はこれらの語彙を採用して分析を進めるというアプローチは採らないが、「インドへの態度」の分類にかかわる分析を試みたい。

『回想録』は主題との関係というよりも、残された日記や書簡の多さから、ボンベイ時代の記述が、全ページ (約 1,000 ページ) のうちの半分を占めている。採録された回想、日記、書簡の多くは、自由な思索の時間を活かした著作構想や、ヨーロッパの著作や論考の感想である。この他、マッキントッシュに同行してボンベイに駐在したアースキンの手によると思われる充実した解説が付されている。

『エディンバラ評論』の書評は、紙数が 50 ページと比較的長いものの、インドについての言及はほとんどない。評者はマッキントッシュのインド滞在は、ロンドン社交界の喧騒を離れ、文学や哲学、歴史についての思索に集中するのに適した時期だったという評価にとどまっており (Edinburgh Review, 1835: 221)、「〔本書には〕彼がインドで訪れたさまざまな旅行についての、生き生きとした面白い叙述が数多くある。また、インド社会の状態についての、もっとも注意深く、かつ、包括的な知性による省察や、インドの文学と哲学についてのもっとも興味深い思索が盛りだくさんである」 (ibid.: 238) と要約するのみで、彼がボンベイで何をし、何を考えたのかについて、読み手には手がかりが小さいと与えられない。これらのことから、『エディンバラ評論』というマッキントッシュと交友関係のあったサークルにおいてさえ、インドというトピックは関心を引くものではなかったことがうかがえる。

このようにボンベイのマッキントッシュへの関心は比較的薄かったといえるが、近年、幾つかの研究が現われている⁸。その代表である O. Gust (2018) は、「亡命」という言葉の同時代的意味、含意を復元したうえで、ボンベイのマッキントッシュを「亡命」を鍵概念に読み解く。

本国と植民地の間で揺れ動く彼のアイデンティティは、自らを「亡命者」と位置づけることで、「故郷」であるブリテンへの帰属を主張しながら、同時にその帰属の基盤であった〔植民地の〕社会経済的、人種的、ジェンダー的排除を否定することができた」(ibid.: 24) と解する。本稿もボンベイのマッキントッシュが強い疎外感を抱き、植民地のコミュニティと一定の距離をとっていたという点には同意するが、「亡命」意識によって「インドの人びとやその場所の意味を否定し、経済的、金銭的な価値以上のものを見出そうと」せず、「マッキントッシュとその友人たちは、本国ブリテンを唯一の帰属可能な場所、唯一の信頼できる「故郷」として構成した」(ibid.: 38) という結論は検討の余地があると考え。少なくともマッキントッシュに関していえば、インド亜大陸に「経済的、金銭的な価値以上のものを見出そうとしなかった」という解釈は史料上の根拠がなく、また、彼がボンベイで成そうとした積極的な試みを考察の対象外にしているからである。代わって本稿が採用するアプローチは、マッキントッシュが『自然法と諸国民の法論』で示した、国家や国家間関係に関する認識と植民地統治との適合性を問うというものである。以下で見ていくように、彼の統治に関する基本的な考えやスコットランド啓蒙の普遍的な理念は、ブリテン領インドにうまく当てはまらなかった。このことは植民地を軽視することにつながったかもしれないが、軽視は蔑視と同じではない。

3. 『自然法と諸国民の法論』

マッキントッシュの『自然法と諸国民の法論』は、国家のあり方、国家間関係のあり方について、何を論じているのだろうか。あるいは、同時代の思想史的文脈に置いたとき、この論考の特徴はどこにあるのだろうか、また、何を論じていないのだろうか。

『自然法と諸国民の法論』は、リンカーン法曹院でなされた一連の講義に先立つ、短い論考である。複数回にわたっておこなわれた講義の全体像は定かではなく、相互につながりのない講義の断章が一部残っているだけである⁹。近年においては、Armitage (2013) がこの著作を、国際関係思想史の対象としたことで再び注目が集まっている¹⁰。本稿も、次節以降の考察対象を考慮して、彼の国家間関係についての考察に、特に注意する。

3.1. 国家間関係：条約と類似性

マッキントッシュは『自然法と諸国民の法論』の冒頭で、自然法と諸国民の法を、前者が個人、後者が国家を統御するものとして、次のように紹介している。

人間と国家の権利と義務を教えるこの学問は、近代においては「自然法と諸国民の法」と呼ばれてきた。この包括的な名称のもと、幾つもの道徳規則が含まれている。人間生活のあらゆる関係にわたる私人の間のおこないを規定する道徳規則、市民の法律の遵守と法律を制定し政府を運営する際の執政者の権限の双方を規制する道徳規則、平時にあっては、独立した国家 (commonwealth) の交流を目的にかなうように修正し、また戦時にあって

は国家の敵意の限度を規定する道徳規則である。私的な倫理のうちで、不変かつ一般的な規則にできる部分だけが、この重要な学問に含まれている。また自然法と諸国民の法は法学と政治学の一般原則を考察するだけである。法学者の知恵によって、この一般原則はその国の特殊な状況に適用され、また政治家の技量によって、この原則が自国の当面の福祉と安全に影響を及ぼす、より流動的で無限に変化する状況に適用される。「自然のなかには、あらゆる市民の法 (civil law) が生まれ、流れ出す正義の泉がある。水が、流れる土壌によって色や味が変わるように、市民の法も、同じ泉から生じているとはいえ、その地域や政府によって変化する」¹¹ (Mackintosh, 2006: 204-205)。

前半部の説明は、現代の私法、公法——公権力も法的規制の対象であることが明言されている——、国際法の区分に対応するものである。後半部の説明に書かれている通り、マッキントッシュの理解では、この学問で論じられることは一般原則に過ぎない。法学者と政治家に期待されるのは、この一般原則を個別具体的な事例に応用する能力である。彼の強調点は、一般原則の発見よりも個別具体的な事例に置かれている。というのは、彼は自然法について、ベイコンの比喻を引き続き借りながら、「[正義の泉]を発見するためには「正義の流れ」がもつ無限の多様性を追求しなければならない」(ibid.: 205)と述べているからである。帰納的な推論によってこそ、自然法の一般原則は発見可能だというのである。対する諸国民の法について、彼は次のようにまとめている。

この法〔諸国民の法〕の重要な分野で教授されるのは、国家間の関係と交流の規制にかかわること、特に（その完成度の高さと、その使用にかかわる直接的な参照から）、キリスト教世界の文明化された諸国の慣習によって修正された交際の諸規則である。この学問は、もはや一般的な原理にもとづいてはいない。現在「諸国民の法」と呼ばれているこの分野は、その多くの部分は、ヨーロッパ人のあいだで修得された実定法 (positive law) の正確さと確実さにもとづいている (ibid.: 205)。

「もはや一般的な原理にもとづいてはいない」という一節に明らかなように、諸国民の法もかつては一般原則があったと解しているが、それがどのような性格のものだったのかなどの説明はない。近代においては、そのような一般原則はすでに失われているというだけで、条約から「正義の泉」を辿らない。このことは、マッキントッシュの諸国民の法論は、現在、共有されている諸国民の法を理解し、受け入れることだけを意味し、それが正しいのか、正しくないのかという議論を誘発するものではないことを含意する。一般原則に代わって重要なのは、ヨーロッパ諸国で確立された実定法、すなわち条約の束であり、これこそが近代の諸国民の法の実態であるとマッキントッシュはいう。この説明は、これらの条約とかかわらない非ヨーロッパ諸国は、国家間関係を統御する法の確立やその修正にかかわることができないということでもある¹²。条約は不平等で、正義にかなっていないかもしれない。もしそうであれば、なぜ非ヨー

ロッパ諸国はそれにしたがう必要があるのか。これらの疑問に対して、マッキントッシュはヒントとなるような記述さえ残していない。このような彼の説明や沈黙は、そもそもマッキントッシュが非ヨーロッパへの関心が薄いことの裏返しでもある。先に、近代の諸国民の法は実定法からなるというマッキントッシュの理解を見たが、次の一節は、諸国家を束ねるためには、実定法に加えて諸国家の類似性が必要だという彼の認識を示している。

現代のヨーロッパの諸国家を、より緊密な一つの社会へと結びつける、多様な要因を明らかにするには、長い議論が必要となろう。この緊密な社会は、相互依存というもっとも強固な結束によって、ヨーロッパの諸国家を結びつけ、したがって、時間の経過のなかで、彼らの交流を規制する法を与え、重要性を高め、改良を加え、拘束力を高めた。これらの要因のなかに、共通する素性、共通の宗教、類似したマナーズ、制度、そして言語を数え上げられるかもしれない。具体的には、かつてであれば、ローマの海という権威、皇帝の冠がいう途方もない主張、その後の時代でいえば、貿易の結びつき、権力の嫉妬、文明の洗練、そして学問の陶冶、そしてとりわけ、騎士道、商業、学問、それに宗教の共同かつ進歩的な影響力に由来する、性格とマナーズの全般的な穏やかさを挙げられよう (Mackintosh, 2006: 211) ¹³。

「相互依存」にもとづく「緊密な社会」によって、諸国家の「交流する規制する法」が生まれる、という一節をとれば、類似性がなければ、彼の理解するような実定的な諸国民の法は生まれえないということになる。近代のヨーロッパにはこのような類似性があったかもしれない。しかしながら、彼が言うような意味での地球大の類似性は、当時もいまも存在しない。だが、彼の理解を敷衍すれば、類似性がない空間においては条約が生まれず、相互交流もはかれないことになる。

以上、『自然法と諸国民の法論』の冒頭部の考察を見てきたが、諸国民の法についての議論がほとんどであることから、マッキントッシュの関心は自然法ではなく、諸国民の法に向いていることがわかる。論考は先に進むに連れて具体的になっていくが、本稿の関心から注意すべきは、グロティウスやプーフENDORF についての考察に続いて、ヨーロッパの知見の優位性について論じている箇所である。彼は、今世紀に入って、「勇敢さだけでなく知性もある旅行者と航海者」によって、これまでヨーロッパに知られていなかった地域の知識が格段に増加し、多様な地域の知識がヨーロッパにおいて「合流」し、「広大な博物館」のようになっているという認識を示す (ibid.: 218-219)。次の一節はそのような認識のなかの例示に当たる箇所である。

アジアの強大な諸帝国の文明の端緒は、底知れぬ古代の暗闇のなかで失われてしまった。だが、その記録は、部分的ではあるが、私たちには開かれている。私たちが心のなかで振り返ることができる人間社会は、ティエラ・デル・フエゴ [アルゼンチン] に住む野蛮で無力な野蛮人や、オタヘイティ [タヒチの旧称] に住む穏やかで官能的な未開人の人間社

会にはじまり、飼いならされた、しかし古くから続く、変化の止まった文明国である中国——歴代の征服者の民族に独自の技芸を与えてきた——、おとなしく従順なヒンドゥー教徒の原住民たち——彼らは外国の暴君のくびきのもとで、長い歳月を経てもなお、その独創性、技術、学問を守り続けている——、さらにオスマントルコの粗野で救いようのない無礼さ——彼らには不幸な臣民が成した文明の名残を改良する能力がなく、この文明は消滅した。彼らはかつて地球上でもっとも独創的な国民であった——にまで及ぶ。私たちは、人類の特徴、マナーズ、意見、感情、偏見、制度にある、想像しうるほとんどすべての多様性を調べることができる (Mackintosh, 2006: 219-220)。

諸国民の法に直接関わらないこの一節において、マッキントッシュはヨーロッパが獲得した知識にもとづく優位性を誇っており、その尺度はヨーロッパ基準である。とはいえ、この認識における文明はヨーロッパの専有物ではなく、強烈な優劣さを明言しているわけでもない点に注意したい。中国は「変化の止まった」と形容されてはいるが文明国である。中東の文明はオスマン帝国によって滅んだとされている。彼がヨーロッパ文明を誇っていることは間違いないが、とはいえ、他の文明を蔑ろにしていたわけではないことがわかる。また、本稿の関心であるインド亜大陸について、マッキントッシュは、原住民であるヒンドゥー教徒が外国の暴君によって支配されてきたと述べている。外国の暴君が何を指すのか、明示、暗示されていないが、同時代の一般的なブリテン人の理解に則せば、ムガル帝国を指しているものと思われる。また、文明という言葉を使っていないが、「独創性、技術、学問」を保持している点を強調していることから、亜大陸を文明圏と理解していたと考えられるだろう。さらに、彼はヒンドゥー教を卑しい宗教と見做してはいない。問題は暴君による支配である。この論考において、インドにかかわる記述はこの一箇所のみである。

マッキントッシュは、諸国民の法の歴史を考察するなかで、諸国民の法の発展を3段階に整理している。最初の段階では「もっとも野蛮な部族」にも理解されるような諸国民の法であり、第2の段階は「あらゆる有識者が諸国民の法の利用の有効性を認識し、あらゆる洗練された国民が一般に尊敬」するような段階である。そして第3の段階は「諸国民の法を完全に発展させた」ヨーロッパを指す。第3段階の諸国民の法の説明は具体的である。「諸国民の法は、国家の独立の原理、平時における国民の交流、大使及び公使の特権、民間人の商取引、正当な戦争の根拠、交戦国と中立国の相互義務、合法的敵意の限界、征服の権利、戦時において遵守されるべき信仰、安全な行動とパスポートについての協定、同盟の本質と義務、交渉の手段、平和条約の権威と解釈を包含している」(ibid.: 246)。続けて「この第1、第2の区分について展開する際に、未開人、アジアの諸帝国、そして古代の共和国の交流を統制した諸国民の法——それが完全であれ不完全であれ——についても当然、説明することになろう」と講義内容を予告している。先に見たように、未開人とかつての文明国あるいは停滞した文明国を分けていたことから、彼が理解するアジアは諸国民の法の第2段階にあるだろう (Mackintosh, 2006: 245-246)。歴史の発展段階を辿ってはいるが、非ヨーロッパ圏がヨーロッパ圏のような道筋を辿る

かどうか、それは人類にとって望ましいことなのか、また、もし望ましいのであればそのために必要な条件は何か、などについて彼は探究していかない。だが、大使の交換や大使特権に代表されるような、外交機能、外交当局の整備を国家の必須条件とするのであれば、インド亜大陸の藩王国が「国家」であることは難しいだろう。次節でも見るように、外交機能を奪ったのはイギリス東インド会社だった。

3.2. 国家：自由な統治

以上、本稿の関心に引き寄せながら『自然法と諸国民の法論』の前半部を紹介してきたが、冒頭部分に限らず、その多くが諸国民の法にかかわる考察に当てられていることがわかるだろう。後半は、当初の説明通り、私法、公法、国際法の順に、講義の概略がまとめられている。諸国民の法の議論に続いて、本節で明らかにしたいことは、マッキントッシュの公法、特に政府、統治についての考察である——記述量からいっても、諸国民の法に次ぐマッキントッシュの関心と思われる。というのは、ボンベイのマッキントッシュは、ブリテンとブリテン領インドの関係とともに、ブリテン領インドをどう統治するのか、という課題に向きあうことになるからである。『自然法と諸国民の法論』で述べられていることは、統治の一般原則ではあるが、それゆえに、ボンベイのマッキントッシュが自分自身の考えにのっとって統治の一端を担ったのかどうかを知る手がかりとなるだろう。彼は「自由こそがすべての統治（政府）の目的」であると強調したうえで (ibid, 2006: 233)、

ほとんどの文明化された国家では、臣民は公平な裁判によって、彼らの仲間たちからの著しい不正から守られている。君主の関心事項は明らかに法の執行である。しかし一部の国家はさらにずっと洗練され、先見の明のある知恵の原理のうえに成り立っているため、非常に幸福である。そのような国家の臣民は、互いの不正から守られているだけでなく、(人間の慎慮が考えつく限りにおいて) 執政者による圧政からも守られている。〔略〕実際のところ、統治者の不正に対する備えが非常に乏しいような惨めな社会はほとんどない。宗教的な制度、好ましい偏見、国民的なマナーズが、国によってその効力に差はあるものの、最高権力の行使を監視し抑制してきた (ibid.: 233-234)。

このように、ヨーロッパという限定を付すことなく、多くの国家において、公的権力を統制する何らかの仕組みがあるとマッキントッシュは考えた。しかし、公的権力を十分に統御するためには立法権力に制約を課す必要があり、このような仕組みがない国家は専制主義に陥る傾向にあるという。

人間の知恵が考案しうる最良の安全策は、政治的な権限を、市民社会を構成するさまざま階級に対応する、別々の利益、別々の特性をもつ、個人や組織に分けることである。この階級のそれぞれが、自分たちの秩序を、他の階級による圧政から守ることに関心をもつ。

また彼らのそれぞれが、他の階級が独占的、すなわち専制的な権力を掌握することを妨げることに関心をもつ。それでありながら、すべての階級は、政府の通常の行政やなくてはならない行政を実施する際には、お互いに協力しあうことに共通の利益をもつ (Mackintosh, 2006: 234)。

先の続きであるこの一節において、マッキントッシュは、諸国民の法論とは違って、国家のあり方については、ヨーロッパに固有のものとして論じるのではなく、普遍的な言葉を使って、多面的な社会を反映する統治機構の必要性を説く。彼が専制的な権力を唾棄していることは明白である。このような彼の統治の基本認識はボンベイをどのように見、そこでどのように行動することにつながったのか。最後にもう一つ確認しておきたいのは、先に見た「正義の流れ」を具体化した次の一節である。

この〔国制をもつ国家〕法体系は国民の進歩とともに成長し、国民の特殊性に適應し、国民の変化とともに変わり、国民の習慣に組み込まなければならない。人間の知恵では、一度の行為だけでは、このような国制を作ることができない。なぜなら人間の知恵は国制を構成する材料を作ることができないからである。まったく新しい統治機構に適合させるために、暴力を使って古来の習慣や社会で確立されている秩序を変えようとする試みは、いつも無力だった。〔略〕自由な国制とは「人間の発明 (invention) によるのではなく時間と自然の成長」による。このような国制は「偉大な革新者である時間」を賢く模倣することによってのみ形成できる (ibid: 235-237)。

先の一節とは異なり、この箇所は「国制 (constitution) をもつ国家」を対象とする議論として書かれている (例示はなく、国制の定義も一般的で、マッキントッシュの認識において、藩王国を含め、ヨーロッパ以外の国家に国制と呼べるものがあるのか不明である)。イングランドと革命期のフランスを対照的に論じていることは明白だが、「正義の流れ」論に地域的な限定、段階論的な限定が付されていないように、この段落の統治観も一般化したものであるように読める。植民地にとってはよそ者 (stranger) である入植者は、国民の特殊性や変化にあった国制を作ることができるのだろうか。暴力は明示的に否定されている。現地民や時間を味方につけることも簡単ではない。マッキントッシュの植民地統治の難しさはこの点に凝縮されている¹⁴。

3.3. 帝国と植民地

以上、本稿の関心にしたがって『自然法と諸国民の法論』を整理し、紹介してきた。最後にマッキントッシュがここで論じていないことについて述べておきたい。これまで見てきたように、この論考は実質的には諸国民の法論が中心ではあるが、グロティウス、プーフENDORFら、先行する国際法学者とは違って、諸国民の法がもつ普遍的性格を曖昧にしている点で異色

である。彼は万民法という言葉の使用を自覚的に避け、過去の国際法学者の議論を紹介するという文脈以外では使っていない。万民法に立脚する諸議論からは、ラス・カサス（Bartolomé de las Casas, 1484-1566）に代表されるように、植民地支配の獲得やその支配の正当性を批判する思想も生まれた（松森, 2009）。万民法と諸国民の法を遮断するマッキントッシュの認識は、このような批判的な思想の受容を妨げるだろう。さらに、アジアの諸帝国、ローマの帝国の表現以外では、帝国／帝国権（empire）や宗主国／宗主権（suzerainty）という言葉も一度も出てこない。ブリテン帝国という言葉はすでに一般的な言葉になっていたし、フランス革命の只中だったとはいえ、ブリテン領インドへの関心も依然、高かったことを考えると不思議である。植民地（colony）や居留地（settlement）という言葉も出てこない。また、グロティウスの著作が国家間の抗争というよりも、帝國的な空間の紛争のなかで生まれ、地球大に活躍する当時のブリテン帝国も同様の問題を抱えていたことを考えれば、帝国や植民地への沈黙は不可解である。

以上を踏まえて言えば、彼の認識する近代の国際社会は、（現代社会においても、通常、認識されているように）独立した国家だけからなる空間ということになる。帝国や植民地、またそれに付随する諸問題は、このような国際社会論においては不可視になる。付言すれば、国家の独立は、主権（対外主権）概念によって正当化され始めていたが、君主と解した方がいい一例を除いては、主権概念も使われていない。このような特異な諸国民の法論は、本節でも言及したように、彼がヨーロッパだけを念頭に執筆したためかもしれない。しかし、本節後半で見てきたように、彼にとって国家は、内部に専制主義を牽制する機能を備えた、自らの歴史を踏まえた国民性に応じて作られるべきものであった。この点が彼の統治論の基本認識にあるのだとしたら、帝国も植民地も、彼の諸国民の法論のなかには居場所がないことになる。すなわち、彼は帝国を正当化する理屈をもっていないのである。このような認識がボンベイのマッキントッシュにどのように影響したのだろうか。彼はどのような論理で、植民地統治を正当化しようとしたのだろうか。

4. 啓蒙の植民地統治：統治と進歩

マッキントッシュの植民地に対する複雑な心情は、ボンベイに向けてイングランドを発ち、その途中のワイト島から友人のゲンツ（Friedrich von Gentz, 1764-1832）に送った書簡によく現われている。

私がインドに行くのは、アジアの帝国——我々が不正に手に入れた、だがうまく統治されている（for our ill-gotten, but well-governed）——の最近、採用された政策を承認することを願ってのことではありません。この帝国は、本国が黙認した野心によってではなく、偶然という幸運、勇気、恐怖、激しさ、絶望、そして、個々の策謀家（adventurer）の犯罪によって獲得されたものです。この帝国は、確かにアジアのどの領土よりも、よい行政

がなされているでしょう（私には、ここから中国を除くべきかどうか、よくわかっていません）。この征服は、策謀家たちの本性とヒンドゥー教国の無政府状態から生まれたものです。その行政は、イングランド政府の本性とイギリス人の性格から生まれたものです。ヘイスティングズ政権の終焉とともに、私たちのインド政府の革命的な時代も自然に終わりました。コーンウォリス卿の穏健な気質は英知の目的に応え、私たちは正義の格律を採用しました。この正義の格律は、恒久的に続く政府であればどの政府でももつ明白な利益です（Mackintosh to Gentz, Feb. 5th 1804）（Mackintosh, 1836: I, 194-195）。

本節では、統治と進歩を副題に、これまでの議論を踏まえて、この複雑な気持ちを心に抱いた、ボンベイのマッキントッシュの論考を検討したい。検討に入る前に、彼が駐在した当時のボンベイについて確認する必要があるだろう。

4.1. ボンベイ

インド西部に位置するボンベイは、イギリス東インド会社の支配下に入った1687年以降、インド洋貿易と商業の拠点として栄え、東西から多くの商人が訪れ、居留する、多民族、多文化、多宗教の国際都市だった（井坂, 2011: 77）¹⁵。先行して植民地化が進んでいたカルカッタとは異なり、ボンベイの総人口約16万人に対して、ヨーロッパ人の数は1,700人と圧倒的に少なかった（Rendall, 1972: 164）。また、カルカッタには、マッキントッシュが駐在した時代にはすでに、ヨーロッパの知識を吸収して、自由主義的な考えを信奉する現地民が現われていたが、ボンベイにはそのような現地民はいなかった¹⁶。

国王裁判所は、本国政府と議会が東インド会社を牽制するため、また、東インド会社と私商人とのあいだの商業上の争いを仲裁するためのものである。この裁判所は東インド会社から独立した機関で、国王特許状にもとづき、東インド会社の中心地カルカッタから順に、マドラス、ボンベイに設けられた。ボンベイの国王裁判所は当初（1799年）、記録官裁判所として設置された——1824年に最高裁判所となる——が、これ以前、ボンベイの司法行政は、市長と参事で構成される市長裁判所が担っていた。市長裁判所がボンベイ記録官裁判所となって以降も、引き続き市長、参事も裁判官ではあったが、裁判長は登録官が務めた（ibid: 269）¹⁷。この設立経緯からわかるように、記録官裁判所と現地政府・東インド会社は激しい緊張関係にあった。

以上の複雑な背景は、ボンベイ記録官となってボンベイの司法行政の中核を担うマッキントッシュが抱えた問題であり、制約だった。彼のインドにかかわる著作は、生涯を通じて、「ボンベイ文芸協会設立にあたって」（Opening of the Literary Society of Bombay, 1804、以下「設立にあたって」）、「コーンウォリス卿の人柄」（Character of Charles First Marquis Cornwallis, 1811、「人柄」）、「ボンベイ島の大陪審に提出された説示」（A Charge delivered to the Grand Jury of the Island of Bombay on the 20th July, 1811、「説示」）と、回想、日記、書簡に限られる。本節はこれに、先行研究が渉猟した現地の新聞に掲載されたマッキントッシュの論説——その一部は『アジア年鑑』（*Asian Register*）にも転載されている——も加えながら、彼の啓蒙

の植民地統治を検討したい。

4.2. 統治と法の支配

ボンベイ記録官であったマッキントッシュは、ブリテン領インドの諸政策全般にわたる権限や責任を負っていたわけではない。彼はボンベイの司法行政の責任者に過ぎず、彼にできることは限られていた。まず、全体像を見渡すために、彼が同時代の植民地政策をどのように評価していたのかを確認したい。

本節冒頭のゲンツへの書簡のなかでも、マッキントッシュが高く評価していたインド総督コーンウォリス (Charles Cornwallis, 1st Marquess Cornwallis, 1738-1805) は、本国政府が東インド会社の「腐敗」を正すために派遣した総督であり、ベンガルに地税制度パーマネント・セツルメントを導入したことで知られている¹⁸。マッキントッシュはコーンウォリスの追悼文として「人柄」を書いた。「我々のアジア領土の統治を委ね」た者は「慎重さ、節度、誠実さ、謙虚さにおいて特別に傑出した人物だった」(Mackintosh, 1873b: 236) と評したうえで、彼の統治の顕著な功績を、土地の私的所有権を確立したことと、このような財産と特権を保証するための司法制度を確立したことの2点を挙げた。

私が自信をもって言いたいことは、この2つの偉大な政策が組み合わさったことで、彼〔コーンウォリス〕はアジアのブリテン臣民に、個人と財産のより完全な保護と市民社会がもつあらゆる利点を判断するより完全な基準を与えたのだということである。それは、確かめられる限りのこの国の歴史のなかで、インドの現地民が得たことがないものだった。この計り知れない恩恵の一部は、アジアのどの人びとがもっていたと推測されるものよりも大きく、そして、おそらく、古代と現代を問わず、ヨーロッパの繁栄した国家にもさほど劣るものではない (ibid: 236)。

所有権とそれを保証する法的な仕組みを市民社会の特徴とする視点は、スコットランド啓蒙に顕著に見られる特徴の一つである。前節で見たように、特に公平な裁判の必要性は、マッキントッシュの国家論の要の一つだった。また、彼が躊躇なく、ブリテンの植民地下にある現地の人びとをブリテン臣民と呼んでいる点も注目に値する。そうであればこそ、ブリテンの諸法の保護の対象となりえるからである。このようにマッキントッシュは政策の恩恵によって植民地を正当化した。他方で、その獲得手段(戦争)の正当性について彼は「歴史家が語るべきこと」としたうえで、同盟国の正当な防衛のためなどの理由を挙げ、領土を獲得したこと自体への直接的な評価は避けている (ibid.: 236)。

マッキントッシュが自らの権限と責任の範囲においてできうることは、現地の司法行政を改善することだった¹⁹。法の支配はブリテン領インド以外では確立されておらず、マッキントッシュはマラーター——彼の駐在時、ブリテンの植民地ではない——について、その全土にわたって裁判所や裁判官がないことを書き留めている (Mackintosh, 1836: I, 458)。記録官として彼

が誇らしげに示しているのは、大陪審で述べた説示を新聞に掲載しリベラルな思想を広めることと、死刑を執行しないことの 2 点である。特に前者については、「法律に反する規則を支持する」ボンベイ政府と、東インド会社が念頭にあったと思われる (Kulkarni, 2015: 29)。前節の分析にしたがえば、「公的権力を統制する」ためには、多元的な市民社会が必要である。彼はそのような市民を育成するために新聞を利用した。当時のボンベイにおいて、英語を読める現地民は少なかったことから、在地のブリテン人を想定していたものと思われる。また、マッキントッシュは若くして亜大陸にきた者は教養や公共精神に欠ける点を批判しており、この意味で彼らを説得する必要があった。

私が大陪審に提出した説示が新聞 2 紙に掲載されましたので、お送りいたします。お読みになればすぐにわかっていただけだと思いますが、私はこれを書いたことを自慢したいわけではありません。有益でリベラルな考えを広めるために、私ができる限りのことをしていることがわかっていただけだと思います。この種の講話を四半期ごとにインドのすべての新聞に公印を付けて掲載すれば、その 10 倍の価値のある匿名のエッセイを馬鹿にするような人びとも読まれ、その一部は採用されるのでしよう (Mackintosh, 28th October 1804) (Mackintosh, 1836: I, 224)。

マッキントッシュが友人にどの新聞を送ったのか、特定することはできないが、書簡の送信日と新聞掲載日から考えると『ボンベイ・クーリエ』に載った以下の説示が考えられる。

記録官 [マッキントッシュ] は陪審員に対して、インドに住むあらゆる肌の色、人種、民族、宗教の人びとが、ブリテンの法律によって等しく保護され、また人間がもつ自然権とブリテン臣民としての市民特権をもっていること、法は社会的地位によって依怙最賤されるものではなく (respecter)、ブリテン帝国のもっとも誇り高き貴族と同じく、インドでもっとも蔑まれている地域のもっとも貧しい哀れな人びとも、その強力な腕で保護するものであることを、評決によって世界に知らしめることが彼らの義務であると伝えた (*Bombay Courier*, 21 July 1804) (Campbell, 1806: 7)。

先にも見たように、ブリテン領インドに住む現地民はブリテン臣民であり、法の保護の対象だった。この着任当初の説示からは、彼が早くから死刑に処される者の数が多いことを懸念し (ibid.: 4)、犯罪件数から社会状態を推計することに関心をもっていたことがうかがえる。しかし、後者について注意すべきは、マッキントッシュは現在の犯罪件数は、マナーズや言語の違い、またイングランド人と現地民の双方のお互いへの偏見から、現地民が不当に犯罪者として扱われている事例が多くあるために、現在わかっている犯罪件数から「道徳的欠陥」を推測してはならないと論じている点である (Campbell, 1806: 5)。死刑については、ボンベイを発つ前の最後の説示がマッキントッシュの考えをよく表しているが、ここでも数だけでなく、社会と関連付

けて論じている点が重要だろう。

1804年5月に私がこの職に就いて以降、この裁判所〔記録官裁判所〕は死刑を科したことがない。この裁判所の管轄権の下にある人口は、この地域でなされる推計においても、また私が推計するものでも、20万人を下回ることはないだろう。これほどの人口のなかで7年間という長期間にわたって、死刑が執行されなかった。このことは異例中の異例である（「説示」）（Mackintosh, 1873a: 506）。

彼は死刑を科さなかったことを「人びとの生命と財産の安全を損なうことなく行われた」「小さな実験」と呼んだうえで、死刑を科さなくとも犯罪は増加しなかった点に着目する。ここには、処罰感情を含む感情や慣習、伝統によらず、科学的な推論によって社会を把握しようとする啓蒙的な思考がある。マッキントッシュは自らの司法行政を振り返り、「社会の最高の利益と思われるものについての冷静で着実な視点」で司法行政をおこなったとする一方、それと対比してかつての司法行政が「空想的な呵責や非合理的な感情」にもとづいていたと批判する（*ibid.*: 507）。すなわち死刑は感情的な刑罰であって、一般に信じられているほどには社会秩序や法の支配を確立することにはつながっていないのである。1805年にマッキントッシュは友人に「私を支持してくれるリベラルな世論もなければ、司法行政についての不適切な省察に難色の意を示す断固とした態度をとる政府もありませんでした。しかし私はすぐに立ち直ったのです」（Mackintosh, 1836: I, 271）と書いているように、彼は早くからその困難を自覚していたが、最後までこの困難に向き合った。

このように『自然法と諸国民の法論』の国家論に対応する箇所は幾つかあるが、それに対して国家間関係を示すような記述はほとんどない。これはマッキントッシュが、少なくともボンベイなどブリテンの植民地下にある地域について、ブリテン帝国の一部であることを疑わず、それゆえに国家と見做していなかったことの証である。この点は、前節で見た彼の国家間関係の認識の通りでもある。他方で亜大陸のうち、まだブリテン領になっていない地域を見ると、彼の植民地観をうかがえる短い記述を発見できる。マラーター王国ペーシュワー政権の首都ブネー——ブリテン帝国の植民地ではないが、軍事保護条約バセイン条約によって、その保護国にあった——に、バージー・ラーオ 2 世（8 代目ペーシュワー（宰相））を訪ねた際の回想が参考になろう。バセイン条約は、東インド会社の承認なしに、他国と条約を結ぶこと、宣戦布告すること、外交をおこなうことを禁じるもので、その結果、国家の独立は奪われた²⁰。

マッキントッシュは、バージー・ラーオ 2 世は「完全なる紳士の雰囲気とマナー」をもち、「外見は威厳というより優雅で、マラーターの長とは思えなかった」という印象を書き残している。このブリテン的な評価基準や表現は、国家間の類似性の探究につながり得る。また、「この宮廷の礼儀作法によって、ダルパール〔謁見の間〕ではささやき声以上の声で話してはならない」とも述べ、それを理解し尊重しようとしている（Mackintosh, 1836: I, 285）。お互いの礼儀作法を遵守することは、『自然法と諸国民の法論』でも示唆されている通り、国家間関係において

重要なことの一つだった。本稿の関心にとって同時に問題となるのは、マッキントッシュが宰相の国家 (nation) と言いつつも、実態は宗主国と保護国の関係にあった点である。彼は国家間関係を十全に認識する語彙を採用しないために、その不平等な関係が見えなくなっている。ブリテンの言説史は、ジェームズ・ハリントンに代表されるように、イングランドが他のブリテン諸国を植民地化していくにあたって、統合の論拠と諸国の平等性 / 不平等性に関する豊富な言語をもっていた。マッキントッシュはこの言説史のなかにいない。

彼 [バーギー・ラーオ 2 世] はイングランドとの結びつき (connexion) から得た幸福について詳しく語ってくれた。[略] 父とは違い、自分は長い間、彼の [下にいる] 諸侯たちの動乱によって邪魔されてきた [シンディア家との戦いを指すと思われる]。しかし、イングランドとの同盟 (alliance) 以来、平和と安全を享受していると話した。[略] 私は、陛下 (Majesty) はこの同盟を堅固に維持するために、また陛下の正当な権利 (rights) を主張し、そして陛下の個人的な安全と快適さを守るために、陛下の軍隊を用いることでしようと言った。彼の表情は、私が断言するにつれて明るくなり、ついには喜びの笑みを見せた (ibid.: I, 286)。

マッキントッシュは、あたかもペーシュワー政権が自分の思うままに軍を動かすことができる、独立した国家であるように説明している。しかし、先に触れたように、ペーシュワー政権は当時、保護国であったことを考えれば、たとえ外交権に触れていないとはいえ、このような説明は欺瞞的である。とはいえ、主従関係のない、マッキントッシュの諸国民の法論から言えば、文明的な君主をいただく植民地ではない領域については、まるで独立した国家であるかのような認識を生むのかもしれない。また、記録官裁判所の管轄権がペーシュワー政権の臣民に及ぶかどうかについては、ペーシュワー政権とボンベイ政府の政治関係に依存していたから (Rendall, 1972: 180)、外政だけでなく内政においても、独立した国家といえるのか怪しかった。すなわち、条約が定める以上の内政干渉がなされていたことになるが、この問題は彼の諸国民の法論上どう議論できるのだろうか。このようなマッキントッシュの現地の経験は、彼の諸国民の法論を理論的に見直す契機となり得たが、ボンベイ駐在時はもとより帰国後においても、省察を深めることはなかった。

4.3. 学問と進歩

記録官としての業務の他に、ボンベイのマッキントッシュが力を込めた取り組みに、学問の普及と応用があった。エティエンヌ・デュモン (Étienne Dumont, 1759-1829) に「植民地は、ヨーロッパとは違って、教育や余暇をもつ人が少なく、偶然的に知性が流れ込んだり、また、訪れたりすることはありません」(Mackintosh to Dumont, 18 December 1806) とボンベイの文化の状況を嘆いた (Rendall, 1972: 166)。だが彼は、このような状況を受け入れるのではなく、ボンベイに文化の拠点を築こうとした。

インド亜大陸のブリテン文化は、先にも少し言及したように、いち早く植民地化が進んだカルカッタが起点となった。Ehrlich (2023) によれば、18世紀末から19世紀前半にかけて、ブリテンの対植民地文化政策は大きく転換した。それは、ヘイスティングズ総督時代の東インド会社が、貿易や領土ではなく、東洋学の発見、発展を通して東インド会社の存在価値を高めようとしていたのに対して——高尚な理念ゆえではない。貿易は赤字で、領土拡張は正当性が疑わしいと思われていたからである——、東インド会社の存在自体に否定的なコーンウォリス総督は東インド会社と学者の癒着した関係を問題視した。コーンウォリスやその後継者も、東洋学の発展を支援したが、それは学問のもつ固有性ゆえであり、学問が東インド会社に利用されることを許さず、両者を切り離す。1820年頃からブリテン領インドの文化政策は、東洋学に代表されるようなエリート——ここには、ブラフマンなど現地のエリートも含まれる——を中心とするものから、英語教育を含め、現地の中産階級の台頭を支援するような大衆教育の普及へと舵を切り替えることになる (Nagao, 2016)。文化政策は統治政策となったのである。マッキントッシュがボンベイに駐在した時代は中間期にあたり、エリートによる学問の発展が求められていたが、だからといって東インド会社による無制限の支援を期待できない状況にあった。自らの能動的な活動が必要だったのである。

マッキントッシュは、1804年11月26日、ボンベイ文芸協会 (Bombay literary Society) を設立した²¹。これは、カルカッタにあるアジア協会 (Asiatick Society, 1784 設立) と同等の、あるいはそれに代わるものを目指したもので、アジア協会の研究対象が、主に古代ヒンドゥー教に置かれていたのに対して (Rendall, 1982: 48)、マッキントッシュのそれは、自然科学と道徳科学の両面の研究の必要性を説く点で新しかった。彼の構想の中核には「哲学」があり²²、東洋を対象とするのであっても、方法、推論、比較、一般化を意識していた。哲学は「規則的で分析的な順序で知識を整理する習慣」 (Mackintosh, 1873c: 398) を助けるのである。彼のいう「哲学」がもっともよく具体化された学問は、後に見る、政治経済学だろう。マッキントッシュは、記録官の立場を離れて、学問を通して植民地に貢献しようとしたし、また学問を通じた社会の発展と改善を通して、植民地支配の正当化を試みたように思える。これは植民地支配について複雑な心境を抱えた彼にとって、重要な挑戦だった。設立の挨拶文書「ボンベイ文芸協会設立にあたって」において、マッキントッシュは「啓蒙的な」知識による社会の進歩を説いている。次の一節は冒頭の言葉である。

知識への愛によって結び付けられた、このもっとも小さな協会は、理性ある者の目には立派なものに映るでしょう。不毛で荒れ果てた地域に設けられた学問研究へのささやかな努力は、もっとも精巧な作品や、もっとも成功した人間精神の努力よりも、ある面では興味深いものです。これらの努力は、科学の進歩とまではいかなくとも、少なくともその普及を証明しており、知識がいつの日か地球全体に行き渡り、その有益な進歩のなかで、全人類を照らし出し (illuminate)、人間性を高めるよう運命づけられているという希望を抱かせてくれます。ですから、このような原理にもとづいて、小さいながらも立派な人びとが

ここに集っているのを見て、私の喜びは格別なのです。遠く離れた国々を訪れるすべてのヨーロッパ人が、それぞれの目的はなんであれ、文明人の主要部隊の分遣隊を自認して、野蛮に打ち勝つだけでなく、自分たちは知識の貢献に寄与するために送り出されたのだという考えに同意してくれることを願っています (Mackintosh, 1873c: 398)。

この一節に顕著なように、彼は、ヨーロッパの知識の優位性を疑っておらず、またこのヨーロッパの知識によって、全人類が改善されるという楽観的な見通しを示した。文明と野蛮という明確な図式のなか現地民や彼らの文化、文明は貶められているようにみえる。だが、ボンベイのマッキントッシュが書いたもののなかで、このようにわかりやすい文明と野蛮という図式が出てくる箇所は、管見の限り、この一箇所だけであるから、彼が文明と野蛮という図式でボンベイや亜大陸を見ていたというのは強調しすぎだろう。少なくとも「設立にあたって」において彼が対比しているのは、ブリテンと他のヨーロッパ諸国である。ブリテンの国民性は控え目で、新しいものを発見し拍手喝采を受けることをよとするヨーロッパの大陸諸国とは異なっている。そのため「[インドの] 主人である」ものの「知識の発掘 (mine)」に遅れをとっている、という問題意識があった (ibid.: 398)。もう一つ対比されているのは、先に見たアジア協会の初代会長ウィリアム・ジョーンズ (William Jones, 1746-1794) である。マッキントッシュはジョーンズを賞賛しつつも「彼はおそらく、実践的な理解力を養うには、あまりに学問の世界だけに生きてきたのだろう」と述べ、またジョーンズを「社会の構造について深く考察し、社会の複雑な関係や無限に変化する利害を包括的に示した者もいる。それゆえに、彼らはしばしば政治学のより健全な原理を教えてきたのである」と対比させ、後者を好意的に紹介することで、ジョーンズあるいはアジア協会とボンベイ文芸協会との相違を明確にした (ibid.: 399)。

マッキントッシュはこのように問題意識をまとめたうえで、具体的な構想へと話を進めている。知識を自然的知識と道徳的知識に分類したうえで、前者について、鉱物学、植物学、気候学などの例示を挙げている。他方の後者は、政治経済学を代表例にとって記述を展開している。記述量から考えて、彼がもっとも必要だと認識していたことは、政治経済学の植民地での活用だと思われる。やや後段の議論になるが、次の一節は彼の啓蒙の植民地思想を象徴するものだろう。

政治経済学の原理はヨーロッパで研究されてきました。この原理を、インドのような国に適用することは、この原理が真理であること、普遍的な運用が可能であることについて考える、もっとも興味深いテストの一つとなるに違いありません (ibid.: 403)。

政治経済学は、さらに政治算術と統計学に分類されている。「これら〔政治経済学にもとづく調査〕がもつ利点は、この国で公職に就くすべてのイギリス人が、その職業上、目指しているものや公的な義務と密接に結びついている点です」とこの実用的な有用性を説く一方で、これらの知識が、従来、政府の情報提供のためだけに成されてきた点を批判している。彼によれば、

このような知識とは、「人口、出生、婚姻、死亡の数、成人にまで成長した子供の割合、職業と階級による国民の分布、特に農業と製造業の分業」、そして「国民の生活必需品、公的な富の起源と分配、あらゆる種類の労働者の賃金、商品の価格（とくに食料品の価格）」であり、「私たちを取り囲む広大な国の住民の過去と現在の状態を主に理解する」（Mackintosh, 1873c: 401）ために必要なのである。例えば、「成人まで育てられた子どもの数は、社会の幸福度を測るテストの一つ」（ibid.: 403）という一節が典型的だが、植民地をただ単に効率的に統治するという観点だけではなく、社会の進歩というより普遍的な問題関心につながっている。また前節で、市民社会の多様性を反映する国家こそ自由な国家であるという彼の認識を見たが、ボンベイや亜大陸の複雑な人種、民族、宗教構造であればこそ、この複雑性を可視化してくれる政治経済学の有用性はいっそう高かったはずである。ここで述べてきた構想を実現するために、マッキントッシュは当時の総督であるウェルズリーに書簡を送っている。インドの最高政府の支援がなければ、その構想を実現できないと考えたからだった（Ehrlich, 2023: 141-142）。

私は以前から『ブリテン領インドの歴史と現状』という著作を執筆するという野心をもっていました。現在のところ、この主題について許容できる書籍はありません。〔略〕これはこの国の行政、軍事にかかわる業務に就く若者の教育にとって深刻な欠落です。インドの政治情勢を考察する業務に就くものなかでも、ここ〔植民地〕でも本国でももっとも重要な立場にある人びとは、この欠落を特に感じているはずですが（Mackintosh to the Marquess Wellesley, 16th July, 1805）（Pearce, 1846-1847: 380-381）。

マッキントッシュは「設立にあたって」と同様の趣旨で、「統計的、経済的な調査は、他のどの調査よりも、行政の実務的な利便性に直接的にかかわります」とウェルズリーに訴え、すべての文官と軍人に対して、マッキントッシュが作成した質問リストに回答するように命じて欲しい、と伝えた（ibid.: 383）。退任間際のウェルズリーは後任のコーンウォリスに伝え、彼の命によって実行に移されたが、一部からしか回答を得られなかった（Rendall, 1972: 199）。当時の植民地の限られた行政資源では、彼の望むような調査はできなかったのである。三瀬(2000)によれば、人口センサスが実施されたのは1871年、ハーバート・リズレイによる『ベンガル民族誌調査』が実施されたのは1885年から1887年だった。この政治経済学にもとづく社会調査の頓挫について、マッキントッシュがどう思っていたのかはわからない。彼の関心はより実現可能性のあった『インド諸語の比較語彙計画』（1806年）へと向かうことになる。このような彼の着想は、先に見た、死刑の数と社会状態の相関的な描写のなかで散見されるに過ぎず、啓蒙の植民地のための政治経済学は幻に終わった。

5. おわりに

以上本稿は、ボンベイのマッキントッシュへの同時代的な関心、学問的な関心が希薄ななか、

『自然法と諸国民の法論』の議論を参照にしながら、彼の亜大陸にかかわる著作を読み解いてきた。『自然法と諸国民の法論』のうちの国家論については、法の支配や市民社会の議論に活用される一方、諸国民の法論については、保護国を独立国家であるかのように言及するなど、彼の諸国民の法論が帝国を論じるのに十分な概念や言語をもっていないことが明らかになった。

また本稿は、O. Gust (2018) がたどり着いた結論とは異なり、マッキントッシュの「亡命」意識は植民地やその統治を軽んじることにつながってはならず、「亡命」意識があってもなお、『自然法と諸国民の法論』の問題意識とある程度連続しているからこそ、植民地統治の正当性を積極的に求めたと論じてきた。

獲得の正当性と支配の正当性というアポリアを抱えていた彼は、現地民についての議論を疎かにしたことによって——、国家の法体系の進歩は国民の進歩とともにある、というのが彼の国家論の一つの要だった——いっそうのアポリアに迷い込んでいるように思える。このようなアポリアは誰であれ答えを出せるものではないが、彼の政治経済学に代表される啓蒙思想の植民地への応用は、アポリアから抜け出すための彼なりの答えだったのだろう。マッキントッシュのこのような啓蒙の植民地統治論は、Winch (1965) に代表される包括的なコンテキストの再構築のなかで読まれることで、その特徴が明らかになるだろうが、これについては今後の課題として残したい。

付記

本研究は JSPS 科研費 20K00926 及び 21K01313 の研究成果の一部である。

註

- ¹ クライブはそれゆえに首相であるチャタム伯ウィリアム・ピットに「国家の援助」を求めた。Clive to William Pitt, 1st Earl of Chatham, Calcutta, 7 January, 1759 (Pitt, 1838: vol.I, 389-390).
- ² *The National Magazine* に記載された、同時代人の匿名 W 氏によるマッキントッシュの寸評においても、このようなキャリアが異例であるとされている (W, 1830: 10)。
- ³ マッキントッシュがエディンバラ大学時代に所属した思索協会 (Speculative Society) は、彼が政治的、社会的な関心を広げ、スコットランド啓蒙に触れる機会を得て、またそのネットワークを築くうえで重要だったと思われる。思索協会における交友関係は Rendall (1972: 17-18) に詳しい。
- ⁴ マッキントッシュとスチュワートの思想的関連については、Haakonssen (1984) が詳しい。「スチュワートとその周辺は、新しく独創的な思想をほとんど生み出さなかったが、それでも彼らが注目に値する存在」であるのは、「公的な活動には哲学的な基盤がある」と彼らは主張しているにもかかわらず、「その哲学的業績が知られていないからである (ibid.: 246)。スチュワートとその弟子たちのより包括的な検討については、Collini, Winch, and Burrow (1983) を参照。
- ⁵ Rendall (1982) の問題意識は「スコットランド啓蒙が、複雑で異質なアジア社会を理解するための概念的な枠組みを提供していたことが過小評価されている」(ibid.: 69) 点にある。彼女の理解では、彼らスコットランド人は、比較言語学と歴史という枠組みを通してインドを理解しようとした。また、彼女が対象とするスコットランド人は、対照的に参照されるジェームズ・ミルを除き、インド滞在経験をもつ。
- ⁶ 匿名 W 氏の評価も参考になる。「学問の著作は実用的な書物にとって代われ、弁論者の見習いこそが名声へのもっとも確かな道となっている。しかし、リベラル教育の必要性が今なお維持されているのは、法律に関する深い知識と学者としての教養ある業績を兼ね備えた人物 [マッキントッシュ] のおかげである」(W, 1830: 12)。
- ⁷ Pocock (1985) は、フランス革命期に生じたスコットランド啓蒙の変容を扱っているが、そのなかで彼は、マッキントッシュを「スコットランドの科学的ホイッグ主義の代表者」と見做したうえで、「パークの思考様式は、たとえマッキントッシュがそれを支持せざるを得なかったとしても、マッキントッシュが採用できるものではなかった」(ibid.: 297-298) と論じている。フランス革命によって従来のスコットランド啓蒙が修正を余儀なくされたという分析については、Plassart (2015) も参考になる。
- ⁸ Kulkarni (2015) については節を変えて本文中で言及する。本シリーズの編集主幹であり、後述のボンベイ文芸協会の後継組織である The Asiatic Society of Mumbai の会長を務めた Aroon Tikekar は「近年のインドの学者の大多数は、疑わしい意図がなくても、ブリテンの「帝国主義的」貢献を賞賛することを嫌がっている」が、功績は功績として評価すべきとしてこのシリーズを企画したという (ibid.: vii)。また、筆者は未見であるが Vatal (1991) もボンベイのマッキントッシュを再評価するうえで重要な研究だと思われる。
- ⁹ 講義や本書出版の経緯については Mackintosh (1836: I, 279-280) を参照。この講義には、サミュエル・テイラー・コールリッジ、ヘンリー・ロビンソン (Henry Crabb Robinson)、ゴドウィンが出席している (Rendall, 1972: 112; 126; 130-131)。また匿名 W 氏は、ウィリアム・ピット首相も出席したと指摘したうえで、その結果、彼はボンベイ記録官の職をマッキントッシュに与えたと信じられている、という (W, 1830: 13)。
- ¹⁰ 観点を同じくする研究については後の注で言及する。Haakonssen (1984) は、道徳哲学の普遍性と時間と場所に依拠する特殊性をどう整合するのかという観点から『自然法と諸国民の法論』を読む (ibid.: 273-276)。
- ¹¹ バイコン『学問の進歩』(Bacon, 2000: II, 23-49) からの引用である。マッキントッシュは「私は、この

高貴な一節を引用することで、比喩が若干、不適當になることを躊躇しなかった」と注記している。この段落でベイコンは、従来、哲学者か法学者だけが法律を論じており、政治家がこれを論じてこなかった点について問題提起している。マッキントッシュが引用した一節は、前後の文脈から、哲学者が正義の泉だけを論じ、法学者が市民の法だけを論じていることへの批判的な暗喩として読める。

後段には趣旨を同じくする次のような記述がある。「これら〔政治にかかわる、莫大で複雑な組み合わせと原因〕を、理論に還元することは確かに可能である。しかしながら、もっとも広範囲にわたる視野と、もっとも包括的で柔軟な諸原則にもとづいて形成された理論でなければ、これらの多様性をすべて包含し、また、その急速な変転に合わせることはできない。この理論のもっとも基本的な格言は、この理論自体への不信と、実用的な慎慮への敬意である」(Mackintosh, 2006: 239)。マッキントッシュの理解では、アリストテレスとベイコンだけがこの意味での優れた政治理論家だった。

- ¹² Armitage と共に国際関係思想史を牽引する Pitts (2018) は、この一節に言及しながら、同時代の国際法学者ウォードと対比したうえで、「ウォードは、文明の理念に訴えることがもつ利己性からこの理念を疑った。だが、マッキントッシュにはこのような懐疑心がまったく欠けていた。ウォードにとっては、どのような政治体の歴史であっても、実定的な諸国民の法を証明する証拠となった。彼がヨーロッパを選んだのは、地域的な偏愛によるものであって、その普遍的な重要性ではなかった。対照的にマッキントッシュは、洗練された実定的な諸国民の法はヨーロッパ特有の成果だとした」(ibid.: 130) と指摘している。

ポーランド出身の20世紀の国際法学者アレクサンドロヴィッチは、史料にもとづきながら、近代におけるヨーロッパの諸条約も非ヨーロッパ圏との交流のなかで発展したことを示した (Alexandrowicz, 2017)。

- ¹³ このような国際社会の理解は、バークが先んじて示している (*Regicide Peace* I, 1796, (Burke, 1991: 247)。この点に関するバークとマッキントッシュの類似性についての筆者の理解は、荻谷 (2019) で示した。

- ¹⁴ ボンベイ駐在時の書簡から、この考えを維持していることがわかる。「私の講義の序論となる私の小講義をお読みになれば、自由について、私たちがどこで一致しているのかがおわかりになるでしょう。私が定義する自由とは、支配者からの不正に対する保障であり、政治的自由と呼ばれるものであり、仲間からの保障であり、市民的自由と呼ばれるものなのです」(Mackintosh to Gentz, 24th December, 1806) (Mackintosh, 1836: I, 306)。

- ¹⁵ 井坂 (2011) は、1950年代に生じた、言語を単位とする政治・行政単位を求める運動のなかで、ボンベイ州が分割される動態を論じている。現代を論じた論考ではあるが、ボンベイの特徴や歴史的経緯を知ろうと有益である。

- ¹⁶ Bayly (2011) はインドの現地民がヨーロッパの知識を得て、従来の諸勢力、諸制度に対して、自由主義的な改革に挑む姿を解明している。その記述の中心はベンガル (カルカッタ) ではあるが、ボンベイについても、エルフィンストン・カレッジに学んだ若者を中心とする改革運動などを例に論じている (ibid.: 118-127)。エルフィンストン・カレッジは、1827年、ボンベイ現地民教育協会 (Bombay Native Education Society) によって設立された。

マッキントッシュが出会ったヨーロッパ的な教養をもつ現地民は限られていた。バラモン教徒のラゴボヤ (Ragoboyah) はその例である。東インド会社軍の給与事務局で働いていた彼は、英語を話すことができた。彼はジョン・ロックのような一般的な著作以外のヨーロッパ哲学が亜大陸に伝わっていないことを嘆き、マッキントッシュ宅を訪ねたいと訴えたという (Mackintosh to James Scarlett, ESQ., 28th February, 1808) (Mackintosh, 1836: I, 393)。

¹⁷ アースキンが書いたと思われる『回想録』内の説明は、イングランド法が複雑な法体系であること、裁判官が相互につながりが強すぎ牽制が働かないことなどの問題点を列挙したうえで、「これらの欠点以上に大きな欠点は、公衆がいなかったことである。イングランド人の数はまだ少なく、このような事情からその公共の精神はカーストの精神を下回った。現地民は自分たちが理解できない言語で裁判を受け、その法律のなかには彼らが知らない法律もしばしばあったのだから、彼らを公衆と呼ぶことはできなかった」(ibid.: 270) と根源的な問題点を分析している。

稲垣 (2018) および Inagaki (2021) は、第三次マラーター戦争 (1817-1818) に勝利し、インド西部を獲得したことによる問題の複雑化と混乱状況を説得的に示す。また長尾 (2016) は、ウエスト記録官 (Edward F. West, 1782-1828) を例にとり、ボンベイにおける 1820 年代の行政と司法の「対立」の意味を再考する。

Issar (2023) は、19 世紀初頭のボンベイにおいて家屋とプランテーションの売買を可能とする不動産市場が発展していたことを明らかにしている。この研究が本稿にとって重要なのは、売買、競売にかかわる法的問題を記録官裁判所が扱っていたからである。すなわち、記録官としてのマッキントッシュの主たる業務の一つを知る重要な手がかりとなる。

¹⁸ 土地所有者に所有権を認め、農業改良へのインセンティブを高めること、租税を固定化し収入見通しを高めること、所有権と占有権を区別し明確な文書契約とすることなどからなる。詳しくは鹿野 (2009) を参照。

¹⁹ マッキントッシュ記録官は「民事と刑事でそれぞれ 4 期ずつ、合計で 1 年に 110 日、毎日 3 時間から 4 時間」の司法業務をこなし「反逆罪、重罪、契約、継承、相続に関する事件などを裁いた」(Kulkarni, 2015: 24)。

²⁰ この間の経緯と条約の性格については Kemme (2014: 502-504) が詳しい。「ブリテン高官は、第二次アングロ・マラーター戦争後、ペーシュワールの支配は終わり、東インド会社がマラーター諸国の宗主国 (the suzerain of the Maratha states) になったと主張したが、その理由は、この条約にはマラーターの支配者は自らもまたその相続人、後継者も、マラーター同盟へのすべての忠誠 (adherence) を放棄するという条項が含まれていたからである、と述べた」(ibid.: 504)。

²¹ その成果は Asiatic Society of Bombay (1819-1823) としてまとめられている。

²² マッキントッシュは、友人シャープに宛て、文芸協会を紹介するなかで哲学について語っている。「私がやりたいことは、他の人たちに、何を追求すべきか、なぜ追求すべきか、どうすればもっともよく達成できるかを教えることです。様々な知識の比較価値、それぞれの本質的価値、そしてそれをうまく育成するための諸規則は、哲学によって発見され、推定され、教えられます。このような観点から東洋の問題を考えることは、東洋学者ではなく、哲学者であることを意味します。さて、私はこれまで貧弱な業績しか残せていませんが、哲学は私の仕事です」(Mackintosh to Sharp, 24 February 1805) (Rendall, 1972: 196)。

文献一覧

一次文献

Asiatic Society of Bombay (1819-1823). *Transactions of the Literary Society of Bombay*. 3 vols. London: Longman, Hurst, Rees, Orme, and Brown.

Bacon, Francis (2000). *The Oxford Francis Bacon IV: The Advancement of Learning*. Ed. by Michael Kiernan. Oxford: Oxford University Press.『学問の進歩』服部英次郎・多田英次. 岩波書店, 1974.

Burke, Edmund (1991). *The Writings and Speeches of Edmund Burke Volume IX: Part I. The*

- Revolutionary War, 1794-1797; Part II. Ireland*. Ed. by R. B. McDowell. Oxford: Oxford University Press.
- Edinburgh Review (1835). "Review: *Memoirs of the Life of the Right Honourable Sir James Mackintosh*". *The Edinburgh Review* vol. 62, no. 125, pp. 205–255.
- Harrington, James (1977). *The Political Works of James Harrington*. Ed. by J. G. A. Pocock. Cambridge Studies in the History and Theory of Politics. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mackintosh, James (1836). *Memoirs of the Life of the Right Honourable Sir James Mackintosh*. Ed. by Robert James Mackintosh and William Erskine. 2 vols. London: Edward Moxen.
- ____ (1873a). *A Charge delivered to the Grand Jury of the Island of Bombay on the 20th July, 1811. The Miscellaneous Works of the Right Honourable Sir James Mackintosh*. New York: D. Appleton & Company, pp. 505–507.
- ____ (1873b). *Character of Charles First Marquis Cornwallis. The Miscellaneous Works of the Right Honourable Sir James Mackintosh*. New York: D. Appleton & Company, pp. 235–238.
- ____ (1873c). *Discourse Read At the Opening of the Literary Society of Bombay. The Miscellaneous Works of the Right Honourable Sir James Mackintosh*. New York: D. Appleton & Company, pp. 398–404.
- ____ (2006). *A Discourse on the Study of the Law of Nature and Nations. Vindiciae Gallicae and other writings on the French Revolution*. Ed. by Donald Winch. Natural Law and Enlightenment Classic. Indianapolis, IN: Liberty Fund.
- Pearce, Robert Rouiere (1846-1847). *Memoirs and Correspondence of the Noble Richard Marquess Wellesley*. 3 vols. London: R. Bentley.
- Pitt, William (1838). *Correspondence of William Pitt, Earl of Chatham*. Ed. by William Taylor, Pringle Stanhope, and John Henry. 4 vols. London: John Murray.
- W (1830). "Sir James Mackintosh". *The National Magazine* vol. 1, no. 1, pp. 10–16.

二次文献

- Alexandrowicz, C. H. (2017). *The Law of Nations in Global History*. Ed. by David Armitage and Jennifer Pitts. Oxford: Oxford University Press. 『グローバル・ヒストリーと国際法』. 大中真ほか訳. 日本経済評論社, 2020.
- Armitage, David (2013). *Foundations of Modern International Thought*. Cambridge: Cambridge University Press. 『思想のグローバル・ヒストリー：ホップズから独立宣言まで』. 平田雅博・山田園子・細川道久・岡本慎平訳. 法政大学出版局, 2015.
- Bayly, C. A. (2011). *Recovering Liberties: Indian Thought in the Age of Liberalism and Empire*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Collini, Stefan, Donald Winch, and J. W. Burrow (1983). *The System of the North: Dugald Stewart and his Pupils. That Noble Science of Politics: A Study in Nineteenth-century Intellectual History*. Cambridge: Cambridge University Press. Chap. 1, pp. 23–62. 「北国の学問体系：デュゴルド・スチュアートと弟子たち」. 『かの高貴なる政治の科学：19世紀知性史研究』. 永井義雄・坂本達哉・井上義朗訳. ミネルヴァ書房, 2005. Chap. 1, pp. 23–54.
- Ehrlich, Joshua (2023). *The East India Company and the Politics of Knowledge*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Finlay, Christopher J. (2010). *Mackintosh, Sir James, of Kyllachy*. *Oxford Dictionary of National*

- Biography*. Oxford: Oxford University Press.
- Gust, Anna Louise (2011). *Empire, Exile, Identity: Locating Sir James Mackintosh's Histories of England*. PhD thesis. UCL.
- Gust, Onni (2018). "The Perilous Territory of Not Belonging: Exile and Empire in Sir James Mackintosh's Letters from early nineteenth-century Bombay". *History Workshop Journal* vol. 86, pp. 22-43.
- Haakonssen, Knud (1984). "The Science of a Legislator in James Mackintosh's Moral Philosophy". *History of Political Thought* vol. 5, no. 2, pp. 245-280.
- Inagaki, Haruki (2021). *The Rule of Law and Emergency in Colonial India: Judicial Politics in the Early Nineteenth Century*. Cambridge Imperial and Post-Colonial Studies. Palgrave Macmillan.
- Issar, Sukriti (2023). "Historicizing Real Estate: The East India Company in Early Colonial Bombay". *Enterprise & Society*, pp. 1-23.
- Kemme, Clara (2014). *The History of European International Law from a Global Perspective: Entanglements in Eighteenth and Nineteenth Century India. Entanglements in Legal History: Conceptual Approaches*. Ed. by Thomas Duve. Global Perspectives on Legal History. Max Planck Institute for European Legal History, Frankfurt am Main. Chap. 15, pp. 489-542.
- Kulkarni, Mrinal (2015). *Sir James Mackintosh. Founders and Guardians of The Asiatic Society of Mumbai*. Indus Source Books.
- Nagao, Asuka (2016). "Introduction of 'Political Economy' into Colonial-Indian Education 1820-1840: Vigilance against 'Political Education,' Subterfuges, Quests for Power and Personal Relationships". *INDAS Working Papers*, no. 19.
- O'Leary, Patrick (1989). *Sir James Mackintosh: The Whig Cicero*. Aberdeen: Aberdeen University Press.
- Pitts, Jennifer (2018). *Boundaries of the International: Law and Empire*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press.
- Plassart, Anna (2015). *James Mackintosh and Scottish Philosophical History. The Scottish Enlightenment and the French Revolution*. Ideas in Context. Cambridge University Press. Chap. 4, pp. 70-98.
- Pocock, J. G. A. (1985). *The Varieties of Whiggism from Exclusion to Reform: A History of Ideology and Discourse. Virtue, Commerce, and History*. Cambridge: Cambridge University Press. Chap. 11, pp. 215-310.
- Rendall, Jane (1972). *The Political Ideas and Activities of Sir James Mackintosh (1765-1832): A Study of Whiggism between 1789 and 1832*. PhD thesis. University of London.
- ____ (1982). "Scottish Orientalism: From Robertson to James Mill". *The Historical Journal* vol. 25, no. 1, pp. 43-69.
- Vatal, Nivedita (1991). *Sir James Mackintosh and his Contribution to Developments in Bombay, 1804-1811*. MPhil thesis. University of Bombay.
- Winch, Donald (1965). *Classical Political Economy and Colonies*. Cambridge: Harvard University Press. 『古典派政治経済学と植民地』. 杉原四郎・本山美彦訳. 未来社, 1975.
- 井坂理穂 (2011) 「インドにおける州再編問題：ボンベイ州の分割過程」『アジア・アフリカ言語文化研究』 vol. 81, pp. 72-103.
- 稲垣春樹 (2018) 「専制と法の支配：1820年代ボンベイにおける政府と裁判所の対立」『史学雑誌』 vol. 127, no. 1, pp. 1-34.
- 鹿野美枝 (2009) 「インド総督コーンウォリスの地稅制度改革：18世紀イギリスにおける「インド問題」

- の文脈から」『史論』 vol. 62, pp. 27-45.
- 荻谷千尋 (2019) 「フランス革命期ブリテンにおける諸国民の法の理解：エドモンド・バークとジェームズ・マッキントッシュを中心に」『関西大学法学研究所研究叢書』, no. 60, pp. 135-164.
- 小谷汪之 (ed.) (2007) 『世界歴史大系 南アジア史 2：中世・近世』 山川出版社.
- 長尾明日香 (2016) 「植民地体制形成期における管区都市と政治 (1)：1820年代ボンベイにおける「行政・司法対立」」『INDAS Working Papers』, no. 14.
- 松森奈津子 (2009) 『野蛮から秩序へ：インディアス問題とサラマンカ学派』 名古屋大学出版会.
- 三瀬利之 (2000) 「帝国センサスから植民地人類学へ：インド高等文官ハーバート・リズレイのベンガル民族誌調査にみる統計と人類学の接点」『民族学研究』 vol. 64, no. 4, pp. 474-491.

